

令和3年9月定例会月議会提出条例のあらまし

● 議案第59号 大東市市税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 令和6年度分以後の個人市民税に係る非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととします。
- (2) この条例は、令和6年1月1日から施行（一部を除く。）します。

● 議案第60号 大東市立認定こども園条例

- ・(1) 大東市立北条保育所及び大東市立北条幼稚園を統合し、大東市立北条こども園を設置します。
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行（一部を除く。）します。

● 議案第61号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- ・(1) 特定教育・保育施設等が条例において書面等により、記録、作成等を行うこととされているものについて、当該書面に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとします。
- (2) 書面等が電磁的記録により作成されている場合において、条例の規定により特定教育・保育施設等が行う当該書面等の交付等については、保護者の同意を得た上で、電子情報処理組織により行うことができることとします。
- (3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第62号 大東市立自転車・自動車駐車場条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市立野崎駅西自転車駐車場の位置を変更します。
- (2) この条例は、規則で定める日から施行します。